

平成 20 年 10 月 9 日
総 合 食 料 局

事故麦を国内市場に流通させないための「輸入麦買入委託契約書」
等の見直しについて

輸入検疫で食品衛生上問題がある麦を輸入させないため、以下のとおり
「輸入麦買入委託契約書」を改正する。

主な改正内容（10 月 10 日一部修正）

（事故品等の区分及び処理）

第 15 条 甲は、第 10 条の輸入手続又は前条の検査において、食品衛生上問題があると認められたもの（以下「事故品」という。）
については、前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

2 甲は、船舶又は沿岸の荷役作業中にこぼれ落ちたものをはき
寄せたもの等であって、土砂、石、きょう雑物、異物、砕粒等
を多く含んだもの又は土、砂、油分その他によって汚損された
粒を多量に含んだもの（以下「荷粉品」という。）については、
前条の検査職員に他の現品と区分させるものとする。

3 甲は、事故品又は荷粉品に区分されたものについては、買入
れを行わないものとする。

4 乙は、事故品又は荷粉品として区分されたものについては、次のいずれかの方法により処理を行い、国内に流通させないものとする。

この場合において、当該処理を実施するために必要な費用に
ついては、乙の負担とする。

(1) 積戻しによる輸出国等への返送

(2) 廃棄物としての処理

5 乙は、事故品又は荷粉品の処理を行うときは、付録 1 に定め
る処理計画を甲に提出するものとする。

注：甲は総合食料局長、乙は商社である。